

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱

平成28年3月31日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市外からの移住を促進し、人口減少の抑制と集落機能の維持及び存続を図り、「若者人材」の確保及び定着を促進するため、市外から移住する者が住宅の新築又は購入に要する経費等に対し、予算の範囲内で、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 第6条に規定する新築又は購入計画の申請を行う前5年間の間に市外から転入した者又は住宅の新築又は購入後に転入しようとする者で、転入前の5年間に本市に住民登録のない者をいう。
- (2) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、自らが居住するための家屋又は独立して住居の用途に供することができる家屋の一区分をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、移住者であって、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者を除く。

- (1) 住宅の新築又は購入に係る契約を行い、当該住宅の所有権を有する者又はその配偶者
- (2) 第6条に規定する新築又は購入計画の申請を行う時点で、同居する世帯員のうち少なくとも1人が50歳未満である者
- (3) 世帯全員に、前住所地を含め市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村税をいう。）等の滞納がない者
- (4) 取得した住宅に5年以上定住することを誓約する者
- (5) 世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でない者

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内に居住することを目的に新たに住宅を新築又は購入する事業とする。

- 2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1記載のとおりとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する住宅の新築又は購入に要する経費は、補助の対象としない。

- (1) 今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた住宅
- (2) 補助対象者の配偶者及び補助対象者を含んだ同一世帯の世帯員の三親等内の親族から取得した住宅
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助の対象となった住宅
(子育て奨励金)

第5条 市長は、補助対象事業を実施する者が第11条に規定する補助金の申請を行う際、補助金の交付申請日が属する年度の4月1日時点において、現に同居する世帯員に18歳未満の者（ただし、当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む）がいる場合は、その者1人につき、10万円を子育て奨励金として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨励金は、50万円（別表第2に定める地域については、70万円）又は補助対象経費のいずれかの少ない額から前条の規定による補助金額を差し引いた額を上限とする。

（計画の申請及び認定）

第6条 市長は、補助金及び奨励金（以下「補助金等」という。）の交付を受けようとする者から当該住宅の新築又は購入計画が住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画認定申請書（別記様式第1号）により提出された場合において適当と認めるときは、補助金等の交付対象事業として当該新築又は購入計画を認定することができる。

- 2 市長は新築又は購入計画の認定をしたときは、申請者に対し、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画認定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（計画の変更）

第7条 前条に規定する新築又は購入計画の認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、同条に定める認定を受けた新築又は購入計画（以下「認定計画」という。）の変更をしようとするときは、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

（事業の完了）

第8条 認定者は、認定計画に基づく事業（以下「認定事業」という。）が完了したときは、住も

ういまばり！移住者住宅取得事業費補助金認定計画完了届（別記様式第4号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 取得費用の支払の根拠となる書類（領収書、通帳等の写し）
- (3) 住宅の保存登記又は所有権移転登記の写し
- (4) 住宅の現況写真
- (5) 住宅の位置図及び宅内見取図
- (6) その他市長が必要と認める書類
(事故の報告)

第9条 認定者は、認定事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は認定事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金事故報告書（別記様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(新築又は購入計画の認定の取消し)

第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定計画を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 認定と異なる建設又は購入を行ったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当であると認めるとき。

(交付申請)

第11条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付申請書（別記様式第6号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該申請は、第8条に規定する住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金認定計画完了届を提出した後でなければ、することができない。

- (1) 定住誓約書兼調査同意書（別記様式第7号）
- (2) 納税証明書又は非課税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の決定等)

第12条 市長は、前条に定める補助金等の交付の申請があった場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは補助金等の交付を決定し、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付決定通知書（別記様式第8号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するもの

とする。

(補助金等の支払)

第13条 補助金等は前条の規定により交付すべき補助金等の額を決定した後に支払うものとする。

2 認定者は、前項の規定により補助金等の支払を受けようとするときは、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 取得した住宅を補助金等の交付を受けた日から5年を越えない間に取り壊し、第三者に賃貸し、又は売却したとき。

(4) 補助金等の交付を受けた日から5年を越えない間に世帯全員が転居又は転出したとき。

(補助金等の返還)

第15条 市長は前条の規定により補助金等の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に対し、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金返還命令書（別記様式第10号）により、返還を命ずることができる。この場合において、同条第3号及び第4号の規定に該当する補助金等の返還額については、補助金交付決定後の経過年数により別表第2のとおりとする。

(報告及び実地調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは申請者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日今治市要綱）

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の今治市移住促進事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に

係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日今治市要綱）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。